



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *17 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (医務課) 1
- *18 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (〃) 2

規 則

和歌山県規則第17号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則(平成7年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(試験及び成績評価) 第10条 学校長は、授業科目の単位又は履修を認定するため試験(実習評価を含む。<u>以下この条において同じ。</u>)を行う。 <u>2～7 略</u></p> <p>(入学前の既修単位の認定) 第13条 略 2 学校長は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号の規定に該当する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、現に在学する看護学校に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において履修した科目(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号。以下この項において「養成施設指定規則」という。)別表第4人間と社会の項、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4人間と社会の項又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の二部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の養成施設指定規則別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。)の教育内容が当該看護学校における教育内容に相当すると認めるときは、当該科目に相当する科目を当該看護学校において履修したものとみなすことができる。 <u>3 略</u></p> <p>(入学の手続) 第18条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第3号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。ただし、第21条の2の規定による入学金の全部又は一部の免除の申請を</p>	<p>(試験及び成績評価) 第10条 学校長は、授業科目の単位又は履修を認定するため試験(実習評価を含む。<u>以下同じ。</u>)を行う。 <u>2～7 略</u></p> <p>(入学前の既修単位の認定) 第13条 略 2 学校長は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、現に在学する看護学校に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において履修した科目(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4基礎分野の項、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4人間と社会の項又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4人間と社会の項に掲げるものに限る。)の教育内容が当該看護学校における教育内容に相当すると認めるときは、当該科目に相当する科目を当該看護学校において履修したものとみなすことができる。 <u>3 略</u></p> <p>(入学の手続) 第18条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第3号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。</p>

したときは、証紙を貼り付けることを要しないものとする。

2・3 略

(既納の入学考査手数料及び入学金)
第21条 既に納付した入学考査手数料及び入学金は、返還しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定により知事が授業料等減免対象者と認定した者の入学金については、この限りでない。

(入学金及び授業料の減免等)
第21条の2 知事は、大学等における修学の支援に関する法律の規定に基づき、入学金及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第21条の3 大学等における修学の支援に関する法律第12条第1項の規定により、授業料等減免対象者としての認定を取り消された者は、学校長が別に定める期日までに授業料を納付しなければならない。

第21条の4 第18条及び前3条に規定するものほか、入学金及び授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)
第22条 他の看護師学校養成所(法第21条第2号の学校及び同条第3号の看護師養成所をいう。以下同じ。)から看護学校に転入学しようとする者は、転入学願に入学考査手数料及び別に定める書類を添えて、学校長に提出しなければならない。

2・3 略

4 第18条から前条までの規定は、転入学に準用する。

(退学)
第27条 学生は、病気その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 略

2・3 略

(既納の入学考査手数料及び入学金)
第21条 既に納付した入学考査手数料及び入学金は、返還しない。

(転入学)
第22条 他の看護師学校養成所(法第21条第1号の学校及び同条第2号の看護師養成所をいう。以下同じ。)から看護学校に転入学しようとする者は、転入学願に入学考査手数料及び別に定める書類を添えて、学校長に提出しなければならない。

2・3 略

4 前4条の規定は、転入学に準用する。

(退学)
第27条 学生は、病気その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、その理由を記載した書類に保証人と連署し、これを学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 略

別記第2号様式中

「高等学校」を「中等教育学校」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項、第13条第2項、第22条第1項及び第27条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

- この規則による改正後の和歌山県立なぎ看護学校学則(以下この項において「新規則」という。)による入学金及び授業料の減免等の実施に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

和歌山県規則第18号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則(平成9年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(職員の組織)</p> <p>第3条 学院に、学院長1名、副学院長1名、事務長1名、事務長代理1名、教務主幹1名、教務主任2名以上、専任教員10名以上(実習調整者2名を含む。)、事務職員2名その他必要な職員を置く。</p>	<p>(職員の組織)</p> <p>第3条 学院に、学院長1名、副学院長1名、事務長1名、事務長代理1名、教務主幹1名、<u>総括教務主任1名、教務主任3名、専任教員17名以上(実習調整者3名を含む。)</u>、事務職員2名その他必要な職員を置く。</p>																					
<p>(課程及び学科)</p> <p>第5条 学院に次の課程及び学科を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th><th>学 科</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護専門課程</td><td>看護学科</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	課 程	学 科	看護専門課程	看護学科		略	<p>(課程及び学科)</p> <p>第5条 学院に次の課程及び学科を置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程</th><th>学 科</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護専門課程</td><td>看護学科一部</td></tr> <tr> <td></td><td>看護学科二部</td></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	課 程	学 科	看護専門課程	看護学科一部		看護学科二部		略							
課 程	学 科																					
看護専門課程	看護学科																					
	略																					
課 程	学 科																					
看護専門課程	看護学科一部																					
	看護学科二部																					
	略																					
<p>2 看護学科は3年課程全日制とし、助産学科は1年課程全日制とする。</p>	<p>2 看護学科一部は3年課程全日制とし、看護学科二部は2年課程定時制とし、助産学科は1年課程全日制とする。</p>																					
<p>(学生定員)</p> <p>第6条 各学科の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学科</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学科</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	学科	入学定員	総定員	看護学科	略	略	略	略	略	<p>(学生定員)</p> <p>第6条 各学科の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学科</th><th>入学定員</th><th>総定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学科一部</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>看護学科二部</td><td>35人</td><td>105人</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	学科	入学定員	総定員	看護学科一部	略	略	看護学科二部	35人	105人	略	略	略
学科	入学定員	総定員																				
看護学科	略	略																				
略	略	略																				
学科	入学定員	総定員																				
看護学科一部	略	略																				
看護学科二部	35人	105人																				
略	略	略																				
<p>(修業年限)</p> <p>第7条 修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th><th>修業年限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学科</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	学 科	修業年限	看護学科	略	略	略	<p>(修業年限)</p> <p>第7条 修業年限は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th><th>修業年限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学科一部</td><td>略</td></tr> <tr> <td>看護学科二部</td><td>3年</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	学 科	修業年限	看護学科一部	略	看護学科二部	3年	略	略							
学 科	修業年限																					
看護学科	略																					
略	略																					
学 科	修業年限																					
看護学科一部	略																					
看護学科二部	3年																					
略	略																					
<p>(在学期間)</p> <p>第8条 看護学科の在学期間は、6年を超えることができない。</p> <p>2 略</p>	<p>(在学期間)</p> <p>第8条 看護学科一部及び看護学科二部の在学期間は、6年を超えることができない。</p> <p>2 略</p>																					
<p>(休業日)</p> <p>第11条 休業日は、次に掲げるとおりとし、休業日には授業を行わないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 各学科ごとに次の表に掲げる夏期休業日、冬期休業日及び春期休業日</p>	<p>(休業日)</p> <p>第11条 休業日は、次に掲げるとおりとし、休業日には授業を行わないものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 各学科ごとに次の表に掲げる夏期休業日、冬期休業日及び春期休業日</p>																					

学科	夏期休業日	冬期休業日	春期休業日
<u>看護学科</u>	略	略	略
	略	略	略

2 略

(教育内容等)

第14条 看護学科及び助産学科の教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(試験及び成績評価)

第15条 学院長は、授業科目の単位又は履修を認定するため試験（実習評価を含む。以下この条において同じ。）を行う。
2～7 略

(卒業の認定及び称号の授与)

第17条 略
2 略
3 学院長は、看護学科の卒業の認定をした学生に対して卒業証書（別記第1号様式）及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

4 略

(入学前の既修単位の認定)

第18条 学院長は、学院に入学する前に、次に掲げる学校等において履修した保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省令厚生省令第1号）別表第3に規定する教育内容のいずれかに相当する科目を有する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、当該科目的教育内容が学院における教育内容に相当すると認めるとときは、当該科目に相当する科目を総取得単位数の2分の1を超えない範囲で学院において履修したものとみなすことができる。

(1)～(II) 略

2 学院長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に該当する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、学院に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において履修した科目（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）。以下この項において「養成施設指定規則」という。）別表第4人間と社会の項、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4人間と社会の項又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の養成施設指定規則別表第4基礎分野の項に掲げるものに限る。）の教育内容が学院における教育内容に相当すると認めるとときは、当該科目に相当する科目を学院において履修したものとみなすことができる。

学科	夏期休業日	冬期休業日	春期休業日
<u>看護学科一部</u>	略	略	略
<u>看護学科二部</u>	7月21日から8月31日まで	12月25日から1月7日まで	3月21日から4月10日まで
	略	略	略

2 略

(教育内容等)

第14条 看護学科一部、看護学科二部及び助産学科の教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

(試験及び成績評価)

第15条 学院長は、授業科目の単位又は履修を認定するため試験（実習評価を含む。以下同じ。）を行う。
2～7 略

(卒業の認定及び称号の授与)

第17条 略
2 略
3 学院長は、看護学科一部及び看護学科二部の卒業の認定をした学生に対して卒業証書（別記第1号様式）及び専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

4 略

(入学前の既修単位の認定)

第18条 学院長は、学院に入学する前に、次に掲げる学校等において履修した保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省令厚生省令第1号）別表第3及び別表第3の2に規定する教育内容のいずれかに相当する科目を有する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、当該科目的教育内容が学院における教育内容に相当すると認めるとときは、当該科目に相当する科目を総取得単位数の2分の1を超えない範囲で学院において履修したものとみなすことができる。

(1)～(II) 略

2 学院長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者について、本人からの申請に基づき個々の既修の教育内容を評価し、学院に入学する前に同号の規定により指定されている学校又は養成施設において履修した科目（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4基礎分野の項、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4人間と社会の項又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4人間と社会の項に掲げるものに限る。）の教育内容が学院における教育内容に相当すると認めるとときは、当該科目に相当する科目を学院において履修したものとみなすことができる。

3 略

(入学資格)

第20条 看護学科に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項に該当する者とする。

2 略

(入学志願手続)

第21条 看護学科に入学しようとする者は、学院長の定める期日までに、入学願書(別記第2号様式)に入学検査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 略

(入学の手続)

第23条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第4号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。ただし、第26条の2の規定による入学金の全部又は一部の免除の申請をしたときは、証紙を貼り付けることを要しないものとする。

2・3 略

(既納の入学検査手数料及び入学金)

第26条 既に納付した入学検査手数料及び入学金は、返還しない。ただし、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項の規定により知事が授業料等減免対象者と認定した者の入学金については、この限りでない。

(入学金及び授業料の減免等)

第26条の2 知事は、大学等における修学の支援に関する法律の規定に基づき、入学金及び授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第26条の3 大学等における修学の支援に関する法律第12条第1項の規定により、授業料等減免対象者としての認定を取り消された者は、学院長が別に定める期日までに授業料を納付しなければならない。

第26条の4 第23条及び前3条に規定するもののほか、入学金及び授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第27条 他の看護師等養成所(法第20条第1号及び法第21条第2号の学校、法第20条第2号の助産師養成所又は法第21条第3号の看護師養成所をいう。以下同じ。)から学院に転入学しようとする者は、転入学願に入学検査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2・3 略

4 第23条から前条までの規定は、転入学について準用する。

別表第1 (第14条関係)

3 略

(入学資格)

第20条 看護学科一部に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項に該当する者とする。

2 看護学科二部に入学することができる者は、学校教育法第90条第1項に該当する者で准看護師の免許を有する者又は准看護師の免許を得た後3年以上看護業務に従事している者とする。

3 略

(入学志願手続)

第21条 看護学科一部に入学しようとする者は、学院長の定める期日までに、入学願書(別記第2号様式)に入学検査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 略

(入学の手続)

第23条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第4号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。

2・3 略

(既納の入学検査手数料及び入学金)

第26条 既に納付した入学検査手数料及び入学金は、返還しない。

2・3 略

4 前4条の規定は、転入学について準用する。

別表第1 (第14条関係)

看護学科

略

別表第 2 略

看護学科一部

略

別表第 2 略

別表第 3 略

別記第1号様式（その1）を次のように改める。

別記第1号様式(第17条関係)

(その1)

第 号	卒 業 証 書
割 印	学 院 印
氏名	年 月 日生
年 月 日	本学院看護専門課程看護学科の所定の課程を修了 したので卒業証書を授与し文部大臣告示(平成六 年文部省告示第八十四号)により専門士(医療専門 課程)と称することを認める
氏 名	印
和歌山県立高等看護学院長	

別記第2号様式中「**看護学科一部**」を「**看護学科**」に、

「高等學校」を「高等學校
中等教育学校」に改める。

別記第3号様式中「高等學校」を「高等學校
中等教育学校」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項、第18条第2項及び第27条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- この規則による改正後の和歌山県立高等看護学院学則（以下この項において「新規則」という。）による入学金及び授業料の減免等の実施に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- この規則による改正後の規定（第26条の2から第26条の4までの規定を除く。）は、令和2年度以降に入学又は転入学した者に適用し、令和元年度以前に入学又は転入学した者については、なお従前の例による。